

研究

佐伯弥四郎政直と三田井氏

会員 佐 脇 貫 一

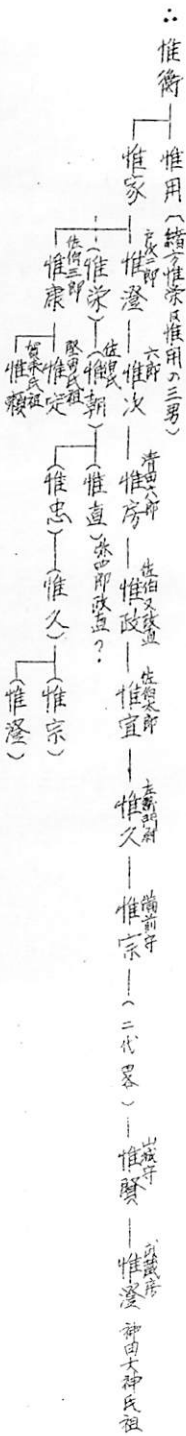
豊後國田原帳にある海部郡佐伯莊本莊百二十町、地頭御家人（領主）佐伯弥四郎政直は、佐伯氏五代の唯一の惟直のことであり、この説は、かなり古くから行われているが、大神氏系図にこれが書きこまれたのは、頼田叢史本の大神社佐伯氏系図からではないかと思う。同系図には

惟朝—惟忠—惟久—惟直 イニ佐伯弥四郎政直

とあり、また法藤鶴谷翁の豊後史蹟考には

惟朝—惟忠—惟久—惟直 又或直称佐伯弥四郎

と記載してある。以上は流布されている大神姓佐伯氏系図だが、この図には佐伯地方の大神社（堅田大神氏）に伝わる佐伯氏系図があるが、これも二種以上あり、なかには偽作のおもと歴然たるものもある。このうち故足田泉翁の所載されていた大神氏系図は、佐伯氏系図と堅田大神氏系図を併写したようなものだが、これに大神一即氏家の大神氏系図を参照して、惟直の伝承をたしかめてみよう。(内が大神一即氏系図)



ここに引用した大神氏系図によると、足田泉翁の系図は弥四郎政直に相当する人物を戸次氏の後で佐伯惟政とし、これを佐伯氏初代としている。一方、大神氏伝承の系図は緒方惟宗を佐伯氏の祖とし、その子が惟朝、惟朝の子に惟直があるが、弥四郎政直との関係は不明である。

弥四郎政直は佐伯莊本莊の地頭であった。政直を惟直と同一人物とするとき、佐伯氏は惟直の前代惟久、あるいは惟忠の時代には家討成の功業者緒方惟宗の後継として、鎌倉御家人に至つたのであつたらうか。佐伯氏は頼田所傳の堅田村のうち七十五町を除いて、大友兵庫入道へ頼宗を地頭職とし、本莊百二十町を佐伯弥四郎政直が地頭としてこれを支配し、鎌倉幕府に対しては御家人と称している。

大神姓佐伯氏系図の図と比べると、弥四郎政直に相当する人物を惟直と記載している。そのことは豊後大神氏一族が「惟」の字をもつと多く通字として用いていゝといふ事案から容易に推察できるが、大神氏一族でも種田氏は「綱」または「有」が、大野氏は「基」の字を使い、惟基の長男と伝えられる高知尾三田井氏は「政」の字を用い、足利時代末期にいたるまで一族が、実名の通字として使つていた。

それで佐伯弥四郎惟直でなければならぬ人物が、



高智保神は高千穂地方の土地神（地主神）で、もともと添峯（そまりのたけ）といつた高千穂峰（穂触峰）の（たけ）の神靈であつたが、天孫降臨の伝説が生じるようになったら高智保神となり、天孫ニニギ尊を祭祀する社となつた（穂触神社）。かくて智保神（高智保神）の祠は十社大明神といわれたが、いつのころか祖母嶽（怒嶽）の神靈を合祀するようになった（高千穂神社）。また三田井の東北、田岩戸村に田岩戸神社があるが、これは緒方惟栄（実日大神惟基）が旧祠と再建した社と伝えられる。

豊後大神氏が祖神として崇敬し、始祖惟基の出生をめぐる神婚伝説で有名な、直入郡姫嶽村神嶽（現在の竹田市神原）の建野宿禰日子神社（怒嶽大明神）は祖母嶽の神靈といわれており、祖母山麓の高千穂新五ヶ所には祖母嶽神社がある。こうした神社の關係と大神氏の關係を考へるとき、十社大明神（高千穂神社）の祠官が田部氏（たんべし）であることも、大神・三田井両氏と何らかの關係があるように思われる。三田井氏のことと記録に残っているのは建久六年（一一九三）四月、高知尾莊の地頭の萬知尾三郎政重が、その領家である熊野社（紀州）の雜掌と闘着を起したことで、南北朝時代になると吉野朝廷が、官方として熊後の阿蘇氏と關係の深い高知尾莊を懐柔するため、興國二年（一一三〇）高知尾莊の實力者芝原又三郎性虎（三田井一族）に、三田井入道明覚の旧領を其文茂ことや、正平五年（一一三六）阿蘇惟澄が高知尾莊田原郷の代官職と大神政信（三田井）に譲つたことなどが阿蘇文書に見える。

そこで問題は佐伯弥四郎政直と三田井氏の關係であるが、政直が三田井氏から入つて佐伯氏を継いだという記録はないが、佐伯氏系圖がほかの一族（阿南、植田、大

野氏など）の世系を略しながら三田井氏（名だけだが）を記載し、その三田井氏系圖に政直の子として政直があること、時代が弥四郎政直とほぼ同期であることなどが、私にこの想像をさせるのである。

（おわり）

研究

鰯網の營業許可願など

漁村羽出浦にある庄屋古文書（一三）

賛助会員 安部弥右衛門

今回日藩政の頃、漁民が鰯や「あじ」を漁るお許しを願ひ出ていた願書、請書のことを少し書くこととしよう。

次の文書は、鰯網を新規に始めたいという許可願であるが、特異な点で羽出浦の住民と、村を異にする箱浦（しげうら）の住民が、共同で營業するといふ点で、許可になつたら箱浦から引越して中越に居住するといふ、ちよつと変つたケースである。それは当然のこととて、当時中浦湾の各網代で漁業する権利は、羽出・中越両浦の住民にのみ限られていた。それで中越浦に頼み、中越に居住する承諾をとりつけているといふことを記している。

